議案第９６号

霧島市福山プ―ルの設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市福山プ―ルの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和８年１１月２４日提出
霧島市長　中　重　　真　一

霧島市福山プ―ルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市福山プ―ルの設置及び管理に関する条例（平成20年霧島市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第16条第１項中「第８条第１項」を「第８条」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第８条、第16条関係）

区分			基本使用料
専用使用	全面	一般	１時間につき3,960円
		高齢者（65歳以上）、児童生徒	１時間につき1,980円
	一部（１コース）	一般	１時間につき660円
		高齢者（65歳以上）、児童生徒	１時間につき330円
個人使用	一般		１回につき330円
	高齢者（65歳以上）、児童生徒		１回につき170円
	未就学児		無料 （保護者の同伴を必要とし、当該保護者は有料とする。）

別表備考に次のように加える。

４　使用者が専用使用において入場料、会費又はこれらに類するものを徴収する場合

の使用料は、基本使用料に100分の200を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。

５　使用者が市民以外のものである場合の使用料は、基本使用料（上記４に掲げる場合にあっては、それぞれにより算出して得た額を基本使用料とする。）に100分の100を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。

６　５の「市民」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

⑴　市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第６条の住民基本台帳に記録されている者

⑵　市内の事務所、事業所等に勤務する者

⑶　市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校に在学する者

⑷　構成員の半数以上が⑴から⑶までに掲げる者である団体

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の霧島市福山プールの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

（提案理由）

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額等の見直しを行うことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。